

天祖都城辨
二

天守 5

650



古勝間二之卷
鉗狂人卅九



門伊5
650
卷

天祖都城辨辨

つる人神別本紀といふ物あり。天照大御神の都を豊前國の
中津と謂ふ。破りて天祖都城辨といふ書一卷をわらう
てかの大御神の都ハ大倭國ありとてそのより破るるい
へる。おの今又その説を編ひて辨と名づく。

天祖都城辨曰。道見於形象之謂物。物事也。形
象所以然之謂道。道理也。自其所本言則事理
一也。自其所分言則有理也。有事也。舍事而言
理。雖高則放遺。理而言事。雖實則塞。邈乎神代。
杳難可迹。蘇我氏之亂。奮典烏有。雖有國史亡。

○都城弁々

復簡牘可采是故七五之際其詳不可得而聞也降及近古兵燹相尋于戈惟林民不被至治之澤者數百有餘載矣我道幾殆乎熄是以野史小說之所言傳狡童俗子之所攬入玉石混淆真偽相亂氓之蚩惡能披雲霧而觀青天哉至於延天之際曾有俊民出焉好古天授思探溟海簡金於沙礫揀玉於硃碓道精而理純啓佑我後人以正於是天地再闢日月為朗其功可謂偉矣維此輪奐廟堂官廳既言落成廡庫垣牖輸工或有未加也世復有一種和學問

其業所成則推算年序條疏地理檢覈名物明正訓詁其說多確乎不可移者雖復之棟梁之用而有大可觀蓋上棟下宇自有規矩在冀有以拮据亦足以言家抑又有襲燕石以賈周人之哂者誦齋部濱成所著神別本紀曰古昔天照大神生於淡路津那之國而御宇於豊前那珂津稱之豊之天上既崩葬于伊豫國日籠山焉謂那珂津即今仲津郡仲津鄉蓋豊葦原中國之省言比鄰有京都郡乃此其證矣日籠山即古之天香山大和州存其名者以神武東征

世定都于此而放寫而言之者也。翹須攘臂自
以為陟崑岡而獲不夜之璧矣。若夫所謂神別
記其名雖存久逸而不傳。故中世而下諸家及
者蓋鮮矣。而今所掣出不知果何如彼輩珍襲
不出予未及見之。雖然乎若其所言則自國史
以降數百載之間所未聞。饒使濱成氏實有斯
唱亦唯一家之私言。固不足賴焉。况是一丘之
貉相聚纏繞。煦濡以相証者乎。安可道也。

右辨の中ふ至於延天之際有俊民出焉云々といふは
誰を以て言ふ形もむといふはかりつふよと云へ山崎垂加が

延天といふ延寶天和をいつるふやわつて此辨者
ハ彼が流し人なるとバかくいふははるる阿きく形をさ
とどよつとふハかの垂加りいつりていふく中へく漢云々乃
雲夢ゆうく三みらして書は東のく古は道をんがく
なりやハ之りてかくいふハ漢意ふより合をもていみ
きふふおぢしうふてそハ中くふ道をかきくもささごさ
くをえささくばいとをそこ天照大神を大和より宮
をましくつといふもむさささくくくおのましくさ
ゆらりいひおさな流して國史ふり何おもしむといふ
かつてゆぬく形もやまて神別本紀といふ書ハおのこら

免ふけ辨く減出くりし時をいふごとくなりしに、そ後るり
しふそ書は書きて、序も有て、忌部宿禰濱成撰く、家
しつとて、さほどとふいみしに、傳書ふして、あまぐく、後人
のみが、りお造りしつ、院し、つらりしつ、中あも、むげお近き、ら
のを、こねりの、伝まりと、いふ、さ、院を、今の、世に、なぬ、さか
き、人心を、もて、しつ、強う、志て、か、これ、いと、まを、ねく、法、さ、ま、く、
り、あ、も、し、ゆ、な、この、こと、さ、い、あ、ま、き、書籍、目録、お、神、別、記
十、卷、と、つ、ら、ハ、傳、つ、ぬ、あ、る、減、さ、書、こ、し、て、作、る、もの、と、
十、卷、と、わ、る、を、口、を、な、ら、い、ふ、へ、り、し、お、る、べ、し、天、照、大、佛、神、の
都、の、つ、か、の、傳、書、ふ、此、時、父、母、尊、共、諸、子、居、淡、路、津、那、

國而撰當所臨天下之良處得豐中津以此定天使
日神穆安於此處四方皆以此敬天上也とあるせり、そ
と、そ、り、都、と、定、む、こ、減、定、天、と、い、ひ、さ、げ、敬、天、上、と、い、つ、ま、を
以、て、も、近、き、ら、の、人、の、あ、ま、が、お、る、こ、ハ、あ、ま、し、こ、こ、は、僕、お、ぬ、れ、あ、ま、
さ、か、し、き、ん、あ、天、と、い、ひ、さ、ま、天、と、い、つ、ら、ハ、帝、都、の、こ、こ、と、い、ひ、ら、ま、
あ、ま、の、が、考、へ、を、つ、つ、ら、む、と、い、つ、し、ま、ん、こ、ち、り、き、ま、の、傳、出、
あ、ま、げ、し、め、ら、ひ、ま、く、し、て、か、く、お、傳、を、み、つ、つ、ら、わ、ら、ハ、ち、あ、ま、を、
こ、お、り、つ、た、
夫、天照大神、在、於、大倭、也、舊、説、以、神、代、紀、有、天、
香山、天、高、市、為、有、據、余、請、嘗、試、廣、之、

○都城舟と

○田

大和あり。天香山高市ねど。地名は巴都て。大湯神の都
那阿。證^{アヒ}おちちりか。播磨國揖保郡ふと。香山あり。常陸
國久慈郡ふと。高市有り。都^{ミヤコ}あり。備後國神名郡伊豫國越
智郡あり。安川あり。必^カしと。神代の都の趾^{サト}あり。ねど。天上^{アマ}ありと
曰^{イハレ}ふ地名あり。か。辨^{ハニ}者^{ハニ}下^カ文^カあり。彼復以豊前
國有^ニ京都郡為^ス言^フ按^ニ景行紀云^ク。皆以^テ為^テ皇祖之故
趾^ト乎^ナ而可哉^ヤとみづ。もいふあり。や。そと。天照
大湯神の都。高天原^{タマカヒノハラ}あり。そ。天^{アマ}系^ヘ有り。天^{アマ}上^ノあり。そ。と。
古典^{イミフミ}の証^{イミ}あり。ねど。か。昔^{イミ}前^ミふこと。つ。大和ふこと。

そのこととて。此國土ふま。い。後^{ノチ}み。古典ふそ。む
ら。ねど。し。そ。み。此大湯神^{オホニギハヤヒノカミ}ハ。今も。ま。わ。り。仰
ぎ。瞻^ミを。保^{コト}。は。日^ヒあり。い。て。そ。う。一。ふ。る。ふ。あ。い。ち。う。一。先
せ。と。巴都宮所^{ワタノミヤノシロ}ハ。て。上^ノあり。そ。中^{ナカ}に。も。そ。う。い。て。う。此^{ココ}。土^{ツチ}ハ。ハ
わ。い。し。ゆ。い。は。ま。ら。う。き。後^{ノチ}。そ。人^{ヒト}。乃^ス。か。う。ご。う。ろ。ふ。此大湯神^{オホニギハヤヒノカミ}ハ。天
皇^{ミコト}は。大湯神^{オホニギハヤヒノカミ}の。は。い。り。て。神代紀^{カムヤマトノシホ}あり。み。ぬ。ぐ。を。事^{コト}も。あ。り。う
ま。ひ。も。て。つ。日^ヒハ。坐^{イハ}ま。ま。び。は。國土^{クニツチ}ふ。ま。い。り。し。神人^{カムヤマトノヒト}あ。り。べ。い。
う。て。あ。り。も。い。つ。も。その都^{ミヤコ}の。い。て。必^{カナラ}此^{ココ}。土^{ツチ}ハ。肉^{ニク}あり。む。べ。き。理^{コト}。
あり。う。お。し。そ。う。を。て。あ。り。う。う。ま。ま。が。け。邪^{ヨサ}説^{セツ}も。あ。り。る。と。ゆ。き。
が。と。さ。や。う。み。見。て。ハ。古典^{イミフミ}と。い。つ。も。違^{チガヒ}ひ。て。つ。も。か。あ。い。う。と。は。

○都城弁々
○五

ま・活シヒてかふくふりしうろ老いものもさるハ人づつうら
んりもさうよかりぬこのつれもさるとおもやさうさ僕カラゴロこの
もる積ツキぐさきハ後のつれさういふといつらうさささ
うとくハ沖のちへの事ハ不測ハカシく妙理タヤカシキの有て凡人ヒトゴロ心はさうく
さうさささきかぎりあつらうさ僕カラゴロ人々此もさささ
らざして今の現マシふえあつたものヨソツチヨソツチはつづいて古今天
地の間ハ事此理のちハさうかさあちさうハ中さ
いつらうあつたささささ僕カラゴロ皇國ミコク人もさささ
さ感イタひささささささささかさささささささささささ
ささささささささささささささささささささささささ

ふさささささ信をバ信ツキぎハ神代の奇クヌレ異クニ事コトをささみま
よあつたの理ツキ合アヒさあつて説トキ枉マダシて天アマ系ケイといつたハ帝都テウはさ
云クモ照テち所シヨハ此コノあさささささささささささささ
ねじうさささささささささささささささささささささ
説トキちがつてささささささささささささささささささ
云クモは日ヒふまさささささささささささささささささ
ひきささささささささささささささささささささささ
二ニいつた神代紀カンライキハ日月ニツキツキ既ニ生シ次ツギ生シ蛭ヒル見ミ云クモくささささささ
神カミとあささささささささささささささささささささ
まげらつてもさささささささささささささささささ

○都城弁々

○六

法仲の宮處ありていつくハゆゑハいつくハ書かれまゝてはえ
しむるこゝれきをや。

伏テ以テ諾冊二神始テ生大八洲國獨名日本ニ以大レ者蓋ニ以其六合之中而為百代無窮宸極不動之靈域矣此其所以遠ニ以日本總號ニ於八洲仍テ以大倭命字ヲ於一國寧無繇而然哉神武紀曰伊弉諾尊目此國曰日本者浦安國細戈千足國磯輪上秀真國此非其頌泰山磐石天府之國而足ニ以帝宅乎大己貴神復目之曰玉牆ノ内國ニ内宜訓ニ于國內木綿之真庭此非其贊宮ノ内國ニ内宜ニ按ニ技ニ真男鹿之肩骨ノ

牆珍麗足以觀天子之尊乎紀二神之言因神武定大倭附載之

舊謂名ハ州誤矣又與向所謂被レ以大之說相發據レ此而言之以日本字填耶摩騰之號其亦可レ知也

大己貴神曰吾欲住於日本國三諸之山或以日本我邦之大號取諸日始昇非其義也

やまといふたといふて又浦安國をいふはゆゑハ皆神武天皇より伊代々大宮為坐むるふらゆゑといふかの浦安をいふ糸みあつたにみあつた色しるす心知へしといふ天皇御代神のみ。関うはるふらゆゑ又日本といふ號をなすふ後孝徳天皇は内世も連多す号かして是ハたゞはるす。下の大號より連多へ家のりも然るふやまやうといふも。むく一ふは名なるが。下の大号

かこちなりとるぬふ書紀よりかの日本ニホシといふ字は、まねをら耶麻騰ヤマトと訓ヨミて一玉の名ふれ、下は太号ふれおやくをりして日本ヤマトといふと
しるしをねりたり。こ既ふ四号考ふ、あつてつうがごとく、ゆを此
辨者たりと日本といふを、日神の都ありといふ名めて、ゆを太和一玉
の名と太オホといふも、そのゆをとりねりといふは、さうかあつてねりし
日ニホシとといふ号、ゆを一玉たり和りハ、國うしてねりしと、日神の都
のよしけりて、名ナをくらとむふも、日字をとりと本といひて、うつあべき
本、まといとあぢやし、又玉牆内國といふも、倭建令のゆふふ垣山
ごりとも、やまをいへば、ゆりといふみあひ、神武紀の香山四周とも
あつて、ちあぢや、ゆを太号のてい、山の先づとをほえし、

あるを、太号の伊弉のこいふも、むがていも、太号の伊弉
を、うつふといふといふべし、まをあめて、まをきたり、うつとといふ
でうといふ、まをい宮ホメと賀するあり、ゆをこも、又神武をいふり
こねり、太号をいふ、あつてあつて、ゆをいふ、太和の皇スメラ
太号所といふべき、まをい、ゆをい、ゆをい、ゆをい、ゆをい、ゆをい、
まをい、ゆをい、ゆをい、ゆをい、ゆをい、ゆをい、ゆをい、ゆをい、
坐む太倭と申して、已令オホレミコト乃和魂ニギミタマを、大之瀬山オホノセふまをい、ゆをい、
そのゆ子のゆをい、ゆをい、ゆをい、ゆをい、ゆをい、ゆをい、ゆをい、
の近き守神と申し、まをい、ゆをい、ゆをい、ゆをい、ゆをい、ゆをい、
ゆをい、ゆをい、ゆをい、ゆをい、ゆをい、ゆをい、ゆをい、ゆをい、

てかくさぬぐほ先おきぬつりたり

至於萬葉集所載則曰八隅知之吾大王乃高敷為日本國者皇祖乃神之御代自敷座流國爾之有者阿礼將座御子之嗣續天下所知座跡又曰神代欲理云傳介良久虛見通倭國者皇神官本作祖能伊都久志吉國言靈能佐吉播布國等此其所傳亦既舊矣

美葉のたのほさくを皇代と神代とつづぬたり
ろふりるの神の代よりと神武を乃代より又皇祖
と中世とたのほさくを神代と辨者ハ云思ふは神代限り

て中世より神代よりを皇代と神代とつづぬたり
むかひたり

天香山者亦王宮側近之名區以故採五百箇真坂樹採天波と迦而採金於是神武紀曰天皇東征長髓彦夢天神訓之曰宜取天香山社中土以造天平瓮八十枚并造嚴庵而敬祭天神地祇亦為嚴咒詛如此則虜自平伏矣弟獵所奏復如合符節天皇因命椎根津彥及弟獵以為老公老嫗往取其山巔土虜咲而闢道二人乃得至其山取土來歸果如彼所言則香山

之號何定矣於東征之先天神與弟猥何有取乎爾天皇何遽信而從之夫神世而來天香山有異久矣天皇濟哲深知之故一遵神訓與弟猥之言弗疑而卒致大捷此乃天香山始在大倭而日神定都于此審矣。

神代志高坂樹彼迦をるる金と採ハ天山上於香山ふもそあ
是此志高坂樹彼迦をるる金と採ハ天山上於香山ふもそあ
らハ先於香山も也今より大和ありて天山上於香山ハ別
ありて流伊豫風去記ありて神代辨者風去記を信用し給
しといへば流伊豫風去記ありて天山上於香山ハ別

又言市娘のつあはハ神代志高坂樹彼迦をるる金と採ハ天山上於香山ふもそあ
この天山上於香山ハ別ありて流伊豫風去記ありて神代辨者風去記を信用し給
て神代志高坂樹彼迦をるる金と採ハ天山上於香山ふもそあ
前ふもそあ流伊豫風去記ありて神代辨者風去記を信用し給
らハ先於香山も也今より大和ありて天山上於香山ハ別
ありて流伊豫風去記ありて神代辨者風去記を信用し給
しといへば流伊豫風去記ありて天山上於香山ハ別

○都城弁

○十三

異久矣云々弗疑といつても。むづかしいと云ふ異をあらはせんと。また神の由をへらるゝむかひは。おどろ遵ひ給ふ。むづかしいと云ふ神の由をへらるゝむづかしい。その異をあらはせ。おどろのことも知て。さうかひむづかしい神を疑ひ。己が心を信ざる。例の儒者心あらず。あはれ。ふらふらと。瀆哲とハヤリさむ。

據釋紀所引伊豫國風土記曰伊豫郡自郡家
以東北有天山所名天山由者倭有天加具山
自天天降時二分而以片端者天降於大倭國
以片端者天降於此土因謂天山本也大和風
土記亦有是說此折天香山以為天山香山分

屬二州也。更檢和名抄伊豫國久米郡乃有天
山。未聞有所謂日籠山也。且日籠之名有不可
信者。夫日訓奇固有之。如所謂足日山春日社
及第幾日之類是也。然其字皆在下者。然在上
者而訓奇古書未之有也。彼其雖云風土記所
載而未必信。何則以先輩所不引用而言之也。
大抵諸國風土記既已放失而近世所有。或添
入。或偽撰。未經所謂平子輩則非必橫目之民。
當取以為據也。抑天照大神之崩也。國史所不
敢言。當深有以也。其葬于伊豫國者神別記之

所獨_レ它已無_レ明證而遂欲_レ援_二天山_一為_二日龍山_一以_テ
 成_中日神龍居_之說嗟乎拙工代斷斧鑿皆露_ル巨_ク
 能救_二其傷_一指也又有以入_レ坐_レ天石窟言_二登假_一者
 其說固拙雖黨焉者亦所不信苟或執_レ名而徵_レ
 諸出雲國風土記有磐戸山則日神之山陵其
 在_二出雲_一矣何必伊豫也又以為_二日神_一在於_二豐國_一
 乎則方_二其奮武怒於_レ乃弟_一也蹈_レ海攀_レ山而必隱_レ
 於出雲耶素盞鳴尊之見_レ逐猶爾踏_レ踏於_レ鯨之
 川上耶彼亦必知_二其不然_一也又若播磨國香山
 傳言本取_レ諸鹿來_レ之義至_二道守_一臣方始更_レ其字_一



耳以是言之出雲國磐戸山別_二有故也_一若乃日
 龍山假使實有_レ之何必引_テ而進_レ之為_二山陵_一哉

此後うたけの日記の、日龍山の話を辨へてみる、
 一日龍山といふ名も遠くはわづらひく、
 ぬこしうたけの日記、
 のり、
 日龍山といふ名も遠くはわづらひく、
 ぬこしうたけの日記、
 のり、
 日龍山といふ名も遠くはわづらひく、
 ぬこしうたけの日記、
 のり、

照大神之崩也。國史所不敢言。當深有以也。とつるも
こも実ハ崩坐ととつるもの。こもふち物。ふましくつる
ふかふ。そのこと。つる。

夫天祖之在於大倭也。荒服未服。遠夷不化。村
有君。邑有長。各相陵轢。當是之時。大己貴神。乃
襲父業。繼父志。奮廣矛。以摧伏。掃除北陸。澄清
西海。而虎踞於出雲國。則遣天使于此。一問其
歸順。然後車駕經攝播。踰三備。歷安藝。周防。至
長門。以入西州。竟戾止于日向。襲之高千穗。峯
矣。故曰。排離天。磐座。排分天之八重雲。稜威之

道別。道別。而天降矣。求諸事。與辭於情。得矣。如
從彼之言乎。豐前與日向也。州相亞。地相連。日
向與出雲也。殊方異域。千里而遠。豈以皇天二
祖之大聖。其化尚未能及于數州耶。大己貴神
居於北邊。反能二聖之所未能耶。以聖則在前。
而邇者弗能以賢。則在後。而遠者能之。此吾所
未解一也。彼大己貴神也。縣官當道。過其門。而
不請。昂然跋扈。答推西偏耶。若然。二聖則不足
以為聖。而大己貴神。則蔑天。蔑君之人矣。此吾
所未解二也。其將降皇孫於日向也。聽大己貴

神於出雲焉。其亦夷於膺而破於背者。此吾所
 未解三也。較諸理與勢。吾亦決其不如也。彼
 謂仲津即是葦原中國之遺號。不曰仲津日神
 在稱中之豐之天上乎。然則仲津天上矣。非葦原
 中國也。言仲津是葦原中國之畧言云者。祇容
 證其非天上而不容證其為天上耳。蓋稱葦原
 中國者。猶謂自天而指下方葦原中之國而言
 爾。故神代紀言高皇產靈尊曰。吾欲令撥平葦
 原中國之邪鬼。而天穗日命等皆往詣於大己
 貴神。所又言天稚彥在於葦原中國也。與味耜

高彥根神友善而味耜高彥根神是下照姬兄
 則此指出雲國亦稱葦原中國。舊事紀曰。高皇
 產靈尊詔飄風神曰。吾神子饒速日尊所使於
 葦原中國而有疑怪思耶。汝能降可復白而其
 言饒速日尊乘天磐船而天降坐於河內國河
 上。哮峯遷坐於大倭國鳥見白庭山。則是非但
 指河內直斥大倭之地亦稱葦原中國。豈唯西
 州而已哉。

此後別記のむがごり辨へるは記みまゝのむがごり辨者
 かくはごり天照大御神は豊前國に坐すといふものなり

さるるをばよく辨へきりぬぐ。ち和りましくしつみづくは
能も又曰くくつらうづらうとては。つりえざるにがのそとが。はさあ
むう。人益斬が言ふいとや。五ナ歩ふして百歩はらう。あふぐひふ
ぞ有る。吾今そのす。辨へむとを。まがら。大己貴神の北陸西
海をきりつとぐ。う。う。い。を。り。わ。書紀を考や。う。
い。も。ゆ。皇天二祖の詔命を。う。き。ぬ。り。て。あ。を。つ。ら。げ。ら。私。の。拳。し。け
ぬ。ふ。も。神。さ。づ。り。い。き。あ。ひ。大。き。ふ。ね。ま。で。五。巡。大。は。神。ち。和。お。坐。て。
皇。は。孫。命。河。西。お。降。く。ま。り。ぬ。り。む。と。ま。ま。で。帰。順。を。と。問。ひ。
し。も。も。ま。ふ。棄。お。き。ぬ。へ。る。い。ふ。又。く。は。神。を。お。ま。り。お。に。坐。て。る。
ふ。北。陸。西。海。ま。で。從。へ。る。ふ。大。和。神。は。大。和。り。ま。り。く。し。お。ま。り。ま

でふ。德化乃及。づらう。は。い。ふ。お。ま。り。北。陸。西。海。ま。で。ぬ。ま。ま。き
ふ。ら。く。づ。ら。お。和。り。お。ま。り。ま。で。は。わ。ど。近。き。を。か。の。聖。と。賢。と。お。と
て。ゆ。ら。り。は。後。の。と。は。い。ふ。と。ま。ま。で。お。ま。り。い。ふ。か。の。神。を。書。紀。し。
大己貴命。與。少彦名命。戮。力。一。心。經營。天下。云。く。大
己貴神。興。言。曰。夫。葦原。中國。本。自。荒。芒。云。く。然。吾。己
摧。伏。莫。不。和。順。遂。因。言。今。理。此。國。唯。吾。一。身。而。已。其
可。與。吾。共。理。天下。者。盖。有。之。乎。と。つ。ら。は。北。陸。西。海。の。と。う
わ。ら。げ。つ。ら。お。く。と。下。を。和。順。へ。經。營。ぬ。り。神。に。お。ま。り。今。辨。者。この
と。下。ぬ。り。を。お。願。し。し。ら。げ。ら。北。陸。西。海。を。の。と。つ。ら。は。大。和。神。の。ち。和
お。に。ま。り。く。し。お。ま。り。地。を。の。と。ま。ひ。と。お。の。ま。げ。ら。か。し。能。ま。れ。ら。も。

知也。彼不達于此。而曰。若夫日神降誕之後。直坐于大倭國者。何故以隣境河內國為遼遠之地。稱天降乎。人亦曰。若夫日神直坐于仲津國者。何故以隣境宇佐嶋為遼遠之地。稱天降三女神乎。不知彼將以何應之。蓋宸極稱天使。僅出閭闔半步。謂之天降。奚復疑彼。又謂伊豫國有五十鈴川。則伊勢五十鈴川亦猶日籠山之於香山也。伊豫五十鈴川其所名未可知也。猶若向之磐戶山也。苟以其同名。則悉以四國九州為始乎。出雲國出雲郡有伊勢鄉。將伊勢國

名亦創自出雲也。武藏國有橘樹郡。伊豫國有立花鄉。其與筑紫國橘之櫛原孰先後也。國史明載猿田彥神之言曰。吾則應到伊勢之狹長田五十鈴川上焉。猶可強取哉。彼復以豐前國有京都郡為言。按景行紀曰。天皇幸筑紫。到豐前國長峽縣。興行宮而居。故号其處曰京也。此即為今京都。無容疑者。彼講日本紀必熟矣。猶有斯說。則國史亦不足取與。又常陸國久慈郡有都鄉。見源氏書。伊勢國壹志郡有都邑。今見存。皆以為皇祖之故墟乎。而可哉。苟有識之焉。

則伊豫之有_レ味酒土佐之有_レ神河不待_二於人言_一
矣且若夫神別本紀所謂天忍穗耳尊中弱不
知何所_レ據而作_ニ是言_一也不過_レ其以復還_ニ於天_一而
言_レ耳可謂恣矣_一

凡_レ除_ニ宸居_一之外皆稱_レ之為_ニ葦原中國_一といひたりや
説_ニ九そ古典_一の葦原中國といふは高天原_ニ對_レてい
今その言_ニを_レ示_レす_一は如_レき_一といひたる_ニを_レぬ_一
てう_レ依_レ僻_一説_ニを_レあ_レし_一古事記_ニを_レ引_レる_一と
とあり_ニを_レあ_レし_一の_ニ言_一は宸居も葦原中國_ニ中_一
な_レば_ニ光_一葦原中國_一といふ_ニを_レ言_一は宸居の外_ニを_レみ_一

照_ニる_一は宸居の_ニ御照_一を_レぬ_レや_レも_レす_一
づ_レり_レも_レて宸居を_レ光_レに_レし_一
居_ニ此_一土_ニわ_レけ_レて_一は_ニ彼_一地_ニ云_レく_一
皇孫_一以_テ葦原中國_一之主_一然_レ彼_レ地_ニ云_レく_一
此_レを_レ指_レて_ニ葦原中國_一とい_フと_一は_ニ辨_一者_ニが_レ
ち_レ神_ハも_レ宸居_ニを_レあ_レり_一
西_ノ國_ノ主_ト一_レを_レ言_一は_ニ今_一も_レ西_ノ國_ニを_レ指_一

日向、まると、つゝべきまを、おぼせいそいで、八つこのおほま^キと、
あゝと、さかりかき、又彼地、と、つゝも、おぼすべし、まを、おぼさし、
ハ、ま、く、べ、辰居、お、し、マ、お、お、お、ま、お、ま、
そ、彼、地、と、つゝ、い、を、い、ま、じ、又、毛、稚、彦、を、降、し、お、お、
即、要、顯、國、玉、女、子、云、く、ま、受、勅、來、降、し、お、お、
降、ま、ま、と、い、り、り、辰居、お、お、ま、お、ま、お、
と、い、い、を、い、を、云、上、より、降、し、お、お、お、
經、津、主、神、武、甕、槌、神、お、お、お、
言、に、高、皇、產、靈、尊、欲、降、皇、孫、君、臨、此、地、云、く、く、
又、上、より、降、し、毛、系、中、國、を、此、地、と、ハ、の、ま、ま、く、
ち、お、

よと降りて、おそく、此、地、と、い、い、ま、
命、お、お、お、
日、命、乘、天、磐、船、而、翔、行、太、虚、也、
目、之、曰、虚、空、見、見、日、本、國、矣、と、
て、辰居、より、外、へ、お、
か、虚、空、見、倭、と、國、の、目、お、
お、
天、と、い、い、お、
降、來、將、樞、上、去、而、於、天、作、喪、屋、云、く、く、
屋、を、作、ら、し、

して天とついでべし。助くべし。その事ふすよるべきは。
 振をわたのりて。喪を代はるふ。いつて。天とついで。む。ち。あ。
 ち。ひ。に。於。倭國。作。喪屋。と。も。い。ひ。べ。き。も。の。お。と。又。皇孫。命。
 の。日。向。國。乃。高。千。穂。也。峯。ふ。天。降。坐。降。す。と。い。ふ。上。より。あ。わ。
 ら。む。と。て。ち。あ。より。降。坐。る。あ。て。い。さ。さ。る。ふ。ち。あ。ふ。し。も。ま。づ。到。
 着。始。へ。る。ハ。何。乃。より。ぞ。や。又。猿。田。彦。神。也。吾。先。啓。行。と。り。り。し。め。
 小。天。鈿。女。復。問。曰。汝。何。處。到。耶。皇。孫。何。處。到。耶。對。曰。云。く。
 の。事。か。よ。て。葦。原。中。國。へ。と。い。定。ま。り。て。天。降。坐。る。後。と。て。天。上。
 より。始。て。お。と。を。も。の。葦。原。中。國。の。内。あ。て。に。ま。ま。き。く。到。着。始。め。
 べき。處。と。い。ま。ざ。いつ。く。と。定。ま。始。り。り。し。め。何。處。到。耶。と。問。

又皇孫、尊ハ日向、あふ。猿田彦神と伊勢、あか。と別して到着、ま
 せ。と。い。り。く。遠。ト。へ。と。ま。さ。な。を。経。て。天。降。坐。お。と。お。と。は。
 くの到着、始め、處を必しと一つ郷を、み。ぞ。と。い。は。葦原、中。國。乃
 内。あ。と。い。ひ。さ。き。減。と。い。此。日。ト。國。土。の。内。あ。り。て。ち。あ。より。り
 降。坐。し。し。て。ハ。ら。ら。ら。り。り。事。と。い。ふ。か。あ。ひ。く。と。い。さ。な。る。天。鈿。女。
 命。の。皇。孫。命。ハ。何。處。到。坐。じ。と。問。あ。る。ハ。既。あ。ち。あ。の。事。を。ハ。あ。始。し。
 て。道。ま。じ。も。あ。つ。い。ま。ざ。いつ。と。ち。あ。より。降。ち。あ。べ。し。と。ゆ。く。さ。ら。の
 ち。と。さ。り。り。し。や。九。人。の。かり。と。せ。の。後。始。と。い。へ。る。さ。う。き。さ。る
 ち。ハ。ち。あ。べ。く。も。ち。あ。な。を。ま。り。て。天神。の。命。子。命。也。天。つ。日。繼。ち。
 る。し。と。を。始。め。ち。行。幸。を。や。又。ち。あ。より。り。日。向。あ。り。西。の。方。伊。勢。あ。ハ

東の方の西の日向へ降るは啓行^{ミチノキ}も神の東ある伊勢
小到^リ著^キ始へるはいつれもふぐひもやそとく辨者^シ志^シて大和の説
きくそむとくそらさぐれ^シ後^シ況^シも後^シぞとくそらさぐれ^シいふそとく
らうをがさうべい^シまこや辨の上の文より大和は神を聖と
大己貴神を賢とて後^シぞそらさぐれ^シきか^シらう乃^シそとく
ぞし^シ僕^シもりてそとく聖人といふれを人^シもぞく^シもあそれもの
そとく大和神もそらさぐれ^シもふぐれ^シもむま^シれ^シや^シ人^シなり^シ神
小天照大御神の天地ともふ^シそとく^シい^シれ^シ大和神も照^シま
りてあそれもそらさぐれ^シ神の神徳^シをが^シら^シべ^シとい^シれ^シそとく
そらさぐれ^シの中^シもそらさぐれ^シもそとく^シい^シれ^シゆせ^シら^シけ^シてもかの僕國^シ

聖人といふ者なれ^シ及び^シま^シべき^シはあ^シれ^シれ^シも^シ位^シを^シふ^シへ^シ
ま^シそ^シや^シ大己貴神の神徳^シを^シ聖人^シより^シも^シふ^シま^シそ^シと^シは^シま^シ
て賢^シら^シと^シ定め^シを^シれ^シも^シい^シと^シか^シら^シれ^シなり^シぞ^シも^シあ^シへ^シて
神も大己貴神の神徳^シを^シ佛菩薩^シも^シら^シれ^シれ^シも^シい^シれ^シも^シ聖賢^シを^シ
とい^シれ^シも^シあ^シき^シの異^シも^シもの^シを^シ佛^シの^シも^シが^シら^シの^シれ^シ佛
を^シら^シ聖人^シ賢人^シを^シい^シれ^シも^シい^シれ^シも^シ神^シを^シも^シその^シい^シれ^シ
む^シれ^シせ^シむ^シも^シ例^シ乃^シ戒^シふ^シへ^シる^シい^シや^シし^シ拙^シき^シん^シを^シあ^シる^シ
こ^シち^シ上^シの^シい^シれ^シも^シ今^シ思^シひ^シつ^シる^シも^シい^シれ^シも^シあ^シる^シを^シい^シれ^シ。

至^シ如^シ下^シ以^シ素盞鳴尊^シ稱^シ為^シ其^シ父^シ則^シ亦^シ不知^シ物^シ根^シ之^シ
實^シ既^シ害^シ於^シ國^シ統^シ焉^シ其^シ害^シ匪^シ細^シ然^シ此^シ其^シ識^シ見^シ之^シ陋^シ

猶可恕也。又有言焉曰：諾冊兄妹也。遂為夫婦。惡是何言也。二神氣化也。面足惶根造化也。同出父母。稱之兄弟。諾冊而可謂兄妹。瑞珠盟說。君子深然。彼輩猶以後王後賢。或有昆季叔姪之合。為我邦始有斯禮。而所弗諱。遂欲把彼不可道也。不可說也。以誣無上神聖。罪不容誅焉。當今明在上。倘有言我為神道。達古禮。而有親之相軒者。在所賞耶。在所罰耶。不啻取毀於大方。而將啓後人。淫慝猥褻鳥獸之行。亦無忌憚之甚。可惡可惡。其少識義理者。猶弗取之。投

界豺虎。豺虎不受。投界有北之為。而反欲相與輔成翼戴。以聳世之觀聽。果何道哉。果何心哉。其他紛々不足言。若其皇祖在大倭。與在豐前。亦無關於大義。雖不須致力辨。而彼輒把名蹟。以塗人耳目。顧復兒曹之吠聲傳虛也。毋論夫踈謬妄作。如是之甚。自近世先儒木鐸古文辭。狗以徵諸事。與辭之說也。海內靡然從之。浸淫及於我學。更互相襲相競。唯恐在後也。惟其步趨之過卒也。至於舍璧而抱匱焉。豈不亦諄哉。夫推歷年序。檢覈名實。似甚可據。然七篇之書。

有齊湣王前儒猶謂軻自著十翼之傳有子曰
尚為仲尼所作神武紀雖曰始有秋津洲之號
先賢猶以二神所名為確神代一書雖曰奉劍
使於天尊根神尚以素盞鳴尊所獻為據寧任
目觀跡從耳程響未有能不過者也其可不知
所處乎哉孟子曰盡信書不如無書千古讀書
斷案也豈云廢之謂不可執也唯其揆之以道
據之以物渙然水釋怡然理順斯為得之不然
敗夫

明和四丁亥歲冬十月

上件辨の全文多し辨者の姓名もいふところありのぞきまう
辨の此後をばらばらの中にも辨なきものもあつたはらばら
け辨のいふ天照大神乃宮所のこゝろあつたはらばら
辨へてまことなりやれどもいふまじきものもあつたはらばら

本居宣長

神代正語 本居大入著 全三冊
 古事記傳初帙 從一至五 全五冊
 同二帙 從六至十一 全六冊
 同三帙 從十二至十七 全六冊
 同四帙 從十八至廿三 全六冊
 同五帙 從廿四至廿九 全六冊
 同六帙 從卅至卅四 全五冊
 同七帙 從卅五至卅九 全六冊
 同八帙 從四十至四十四 全四冊
 合四十五冊
 同 目錄 同右 全三冊
 神壽後釋 同右 全一冊
 古今集遠鏡 同上 全六冊
 源氏手枕 同上 全一冊
 同玉小擲 同上 全九冊
 天祖都城辨 同上 全一冊
 御僊行長歌 同上 全一冊
 玉勝間初篇 同上 全三冊
 同 二篇 同上 全三冊

尾張書肆東時堂製本目錄

神代正語	本居大入著	全三冊
古事記傳初帙	從一至五	全五冊
同二帙	從六至十一	全六冊
同三帙	從十二至十七	全六冊
同四帙	從十八至廿三	全六冊
同五帙	從廿四至廿九	全六冊
同六帙	從卅至卅四	全五冊
同七帙	從卅五至卅九	全六冊
同八帙	從四十至四十四	全四冊
合	四十五冊	
同	目錄 同右	全三冊
神壽後釋	同右	全一冊
古今集遠鏡	同上	全六冊
源氏手枕	同上	全一冊
同玉小擲	同上	全九冊
天祖都城辨	同上	全一冊
御僊行長歌	同上	全一冊
玉勝間初篇	同上	全三冊
同	二篇 同上	全三冊

萬葉集畧解 <small>千藤夫人著</small>	全三冊	玉勝間四篇 <small>本居大舍著</small>	全三冊
年二隨筆 <small>右原先生著</small>	初巻二冊	同 五篇 <small>同右</small>	全三冊
江戸職人歌合 <small>同右</small>	全二冊	義濃の家 <small>同右</small>	全五冊
臣連二造考 <small>同右</small>	近刻	同 折添 <small>同右</small>	全三冊
冠位通考 <small>同右</small>	嗣出	地名字音轉用例 <small>同右</small>	全一冊
宰相通考 <small>同右</small>	近刻	歷朝詔詞解 <small>同右</small>	全五冊
尾張の家 <small>同右</small>	近刻	葛原 <small>同右</small>	全二冊
志の習分物語 <small>六徳園主人著</small>	全二冊	参考熱田大神縁起	全一冊
和名抄 <small>大塚</small>	全一冊	萬我抄 <small>市川先生著</small>	全一冊
俳諧歳時記 <small>著者不詳</small>	全一冊	聖宮物語 <small>著者不詳</small>	全三冊

